鈴鹿市監查委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、定期 監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次の とおり公表する。

令和6年8月21日

鈴鹿市監査委員 鈴 木 謙 治 鈴鹿市監査委員 山 田 梨津子 鈴鹿市監査委員 田 中 淳 一

定期監査の監査結果に基づく措置について

1 措置の内容

- (1) 地域振興部 地域協働課
 - ア 監査区分 定期監査
 - イ 監査結果提出日 令和5年12月27日
 - ウ 措置通知年月日 令和6年3月27日
 - 工 指摘事項

公民館及びふれあいセンターの使用許可、使用料徴収及び減免については、 鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程に掲載され ないことから、教育委員会の専決事項であると考えられる。現場での許可等 は、地域協働課内において決定されており、規程と整合していないので改善 されたい。

才 措置結果

規程の整合を図るため、「鈴鹿市事務決裁規程」の見直しを行いました。 なお、「鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程」を含めた事務の委任や補助執行の運用を見直す必要があることから、令和6年度に教育委員会事務局及び関係各課と協議しながら進めていきます。

- (2) 地域振興部 人権政策課
 - ア 監査区分 定期監査
 - イ 監査結果提出日 令和5年12月27日

ウ 措置通知年月日 令和6年1月11日

工 指摘事項

所管施設の運営会議の視察研修にかかる旅費については、鈴鹿市意見聴取等のための会議に関する規程を根拠としているが、同規程第4条は、招聘のための旅費相当額を認めるに止まる。視察費用としての旅費は規定されていないので改められたい。

才 措置結果

鈴鹿市隣保館・児童センターの運営会議に関する実施要領を改定し、視察研修に係る経費(食費を除く)については市が負担することを明記する旨を規定した上で、旅費相当額を会議出席者へ支払う方法ではなく、最適で安価な交通機関及び宿泊の手配を業者へ委託し、委託料として支払う方法に改めました。

今後は各種法令等を遵守し、適正な管理運営を行います。

- (3) 文化スポーツ部 文化財課
 - ア 監査区分 定期監査
 - イ 監査結果提出日 令和5年12月27日
 - ウ 措置通知年月日 令和6年3月26日
 - 工 指摘事項

市が構成員として含まれる実行委員会形式の団体に対する補助金支出が見受けられた。鈴鹿市補助金交付規則は、市以外のものが行う事業に対し交付することとしているので改められたい。

才 措置結果

市が補助金を支出する実行委員会形式の団体への参画に際しては、構成員としてではなく、事務的な支援に留めます。

- (4) 文化スポーツ部 スポーツ課
 - ア 監査区分 定期監査
 - イ 監査結果提出日 令和5年12月27日
 - ウ 措置通知年月日 令和6年3月26日
 - 工 指摘事項

市町対抗競技チームの運営を目的とする業務委託において、好成績に対す

る表彰費用支出を目的とする変更契約が見受けられた。別途報償費等によって対応するべきであり改められたい。

才 措置結果

今後は、報償費により対応します。

- (5) 文化スポーツ部 スポーツ課
 - ア 監査区分 定期監査
 - イ 監査結果提出日 令和5年12月27日
 - ウ 措置通知年月日 令和6年3月26日
 - 工 指摘事項

市が委託するスポーツイベントの運営業務において、大会収入から各種 支出への充当が、受託者である実行委員会限りで行われているが、本来、歳 計予算に計上すべきであり改められたい。

また、個人情報を伴う再委託業務についての契約上の規定がないこと及び受託者において基金を設置していることについても併せて改善されたい。

才 措置結果

令和5年度までは、再委託業務については、契約書の一部である「個人情報取扱特記事項」において規定していますが、令和6年度からは業務委託を やめ、負担金を交付することにします。

基金については、実行委員会と協議し、早期に解消するよう努めます。

- (6) 文化スポーツ部 図書館
 - ア 監査区分 定期監査
 - イ 監査結果提出日 令和5年12月27日
 - ウ 措置通知年月日 令和6年3月25日
 - 工 指摘事項

特定法人との単価契約金額の上限を設定した後、その範囲内であるとして条件の異なる見計いによる購入契約をしているが、単価や仕様が異なる契約を混同することは不適切なので改善されたい。

才 措置結果

見計いによる購入は通常の図書資料の購入とは異なり、実際図書資料を手

に取り選書でき、また割引を受けられるといった利点はあるものの、図書資料を保護するためのカバーや図書資料の管理を行うためのバーコード等の装備がされていない状態での納品となり、装備に費用や時間を多く要するため、費用対効果を考慮に入れ、今後見計いによる図書資料の購入は行わないことといたします。

(7) 健康福祉部 地域医療推進課

- ア 監査区分 定期監査
- イ 監査結果提出日 令和5年12月27日
- ウ 措置通知年月日 令和6年3月27日
- 工 指摘事項

鈴鹿市応急診療所受付業務人材派遣業務において、決裁文書、基本契約 書及び個別契約の支給条件が整合していないので改められたい。

才 措置結果

令和5年度において、同業務の契約締結時に決裁文書、基本契約書及び個別契約の支給条件が整合するよう改めています。令和6年度以降も契約締結時に不備がないよう、複数の職員による確認を徹底します。

(8) 土木部 土木総務課

- ア 監査区分 定期監査
- イ 監査結果提出日 令和5年12月27日
- ウ 措置通知年月日 令和6年3月21日
- 工 指摘事項

所管する普通財産を民間法人に貸し付ける案件が見受けられたが、道路 予定地はいわゆる予定公物に該当するため、行政財産に準じた取扱いが求め られる。賃貸は、関係法令上不適切であり早急に改善されたい。

才 措置結果

来年度以降は、行政財産目的外使用の取扱いに改めます。

(9) 上下水道局 営業課

- ア 監査区分 定期監査
- イ 監査結果提出日 令和5年12月27日
- ウ 措置通知年月日 令和6年1月17日
- 工 指摘事項

量水器取替業務委託に係る制水弁操作業務等に使用する契約単価の改定 に当たっては、受注者との口頭による協議のみによることなく、書面を交わ すよう改められたい。

才 措置結果

量水器取替業務委託に係る単価契約の改定に当たり、指摘事項の内容を真摯に受け止め、単価契約の変更時においては、口頭ではなく書面で交わすよう改めます。

(10) 上下水道局 水道工務課

- ア 監査区分 定期監査
- イ 監査結果提出日 令和5年12月27日
- ウ 措置通知年月日 令和6年1月31日
- 工 指摘事項

受注者との協議や報告、指示を書面で行うことが請負契約書に規定されているが、いくつかの設計変更において、口頭による協議や指示等によって行われている案件が見受けられたので改められたい。

才 措置結果

工事の施工にあたり現場条件の不一致などにより設計図書の変更を行う場合は工事打合せ簿等の書面で通知するよう再度周知を徹底し、改めます。

鈴鹿市監查委員公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、定期 監査等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次 のとおり公表する。

令和6年10月3日

鈴鹿市監査委員 鈴 木 謙 治 鈴鹿市監査委員 山 田 梨津子 鈴鹿市監査委員 田 中 淳 一

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 措置の内容

- (1) 鈴鹿市老人クラブ連合会所管課/健康福祉部長寿社会課
 - ア 監査区分 財政援助団体監査
 - イ 監査結果提出日 令和6年3月27日
 - ウ 措置通知年月日 令和6年6月27日
 - 工 指摘事項

労務管理事務等において不適切な取扱いが散見されたので早急に改められたい。

才 措置結果

税務署、労働基準監督署の関係機関において必要な事務手続きを行うよう助言・サポートを実施し、労務管理事務等が適切に遂行されるよう改められたことを確認しました。

- (2) 鈴鹿市老人クラブ連合会所管課/健康福祉部長寿社会課
 - ア 監査区分 財政援助団体監査
 - イ 監査結果提出日 令和6年3月27日
 - ウ 措置通知年月日 令和6年6月27日
 - 工 指摘事項

経理、服務、文書などについての具体的な規定や基準が整備されていない。 財源の多くを公的補助金により運営していることに照らし、場当たり的な取 扱いとならないよう公正妥当なルールを整備されたい。

才 措置結果

厚生労働省が示すモデルを基に助言・サポートを実施し、給与事務等が適 切に遂行されるよう就業規則が整備されたことを確認しました。

また、帳票等による適正な経理が行えるよう会計処理規程が整備された ことを確認しました。

(3) 健康福祉部 長寿社会課

- ア 監査区分 財政援助団体監査
- イ 監査結果提出日 令和6年3月27日
- ウ 措置通知年月日 令和6年6月27日

工 指摘事項

鈴鹿市老人クラブ連合会の監査を実施したので、その結果について所管課 として適切に指導されたい。

なお、当該補助金が団体運営に対する補助であることに照らし、個々の 事業のみならず組織運営や経理状況にも注意を払い、必要に応じ報告を求め、 助言、指導を行うなど、補助担当課の責務を果たされたい。

才 措置結果

監査結果を受け、所管課として適切に指導いたしました。

また、補助金の支出に際して、適正な事務執行、会計処理が行われているかを確認し、必要に応じて助言・指導を行うなど、担当課としての責務を果たしてまいります。